

掲示事項(ひろせの杜 ショートステイ)

運営規定の概要

フリガナ	ヒロセノリ ショートステイ		サービスの種類	(介護予防)(空床型)短期入所生活介護
事業所名	ひろせの杜 ショートステイ		事業所番号	1172701987
所在地	サイタマケンサヤマシオオアザカニヒロセアザカスミカノカ939バン1		フリガナ	カタヒラ ハヤト
	埼玉県狭山市大字上広瀬字霞ヶ丘939番1		施設長	片平 隼人
連絡先	電話番号	04-2936-8244	FAX番号	04-2936-8245
利用定員	110名(1ユニット 11名×10ユニット)			
利用料	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)			
その他の費用	居住費 2,260円 食事代(朝食、昼食、夕食)1,650円 送迎に要する費用 通常の実施区域を超えた地点から 1kmにつき40円			
通常の事業の実施地域	狭山市			
	備考			

従業者の勤務体制

職種	員数			
	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
管理者	1	0	0	0
介護支援専門員	1	0	1	0
生活相談員	2	0	0	0
看護職員	5	0	4	0
介護職員	38	0	11	0
管理栄養士	1	0	0	0

秘密保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他費用の額

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担額は、原則として次の基本利用料の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。

《(介護予防)(空床型)短期入所生活介護》

※狭山市は地域加算対象で1単位10.33円加算となります。

・基本部分・・・(介護予防)(空床型)短期入所生活介護1日あたり

要介護状態区分	単位数	地域単価	介護報酬	お客様負担金		
				(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
要支援1	529単位	10.33	5,464円	547円	1,093円	1,640円
要支援2	656単位	10.33	6,776円	678円	1,356円	2,033円
要介護1	704単位	10.33	7,272円	728円	1,455円	2,182円
要介護2	772単位	10.33	7,974円	798円	1,595円	2,393円
要介護3	847単位	10.33	8,749円	875円	1,750円	2,625円
要介護4	918単位	10.33	9,482円	949円	1,897円	2,845円
要介護5	987単位	10.33	10,195円	1020円	2,040円	2,943円

・加算

加算	単位数	地域単価	介護報酬	お客様負担金		
				(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
看護体制加算Ⅰ口	4単位/日	10.33	41円	5円	9円	16円
機能訓練体制加算Ⅰ	12単位/日	10.33	124円	13円	25円	38円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位/日	10.33	62円	7円	13円	19円
夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位/日	10.33	185円	19円	38円	56円
生産性向上体制加算	10単位/月	10.33	103円	11円	21円	31円
送迎加算	184単位	10.33	1,901円	190円/片道	380円/片道	571円/片道
介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用単位数×0.136					

事故発生時の対応

- 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、定める措置を講ずるものとする。
- 事故が発生した場合の対応、定める報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに当該入所者の家族等及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は、前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

緊急時における対応方法

- サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合はあらかじめ定められた配置医師又は協力病院による対応、その他の方法による対応等の必要な措置を速やかに行う。

協力医療機関	所在地	電話番号
医療法人社団清心会 至聖病院	埼玉県狭山市 下奥富字八反目1221	04-2952-1000
医療法人社団湖聖会 ふれあい歯科新河岸	埼玉県川越市砂 915-7	04-9265-7544
一般社団法人楓会 新狭山かえでクリニック	埼玉県狭山市新狭山 3丁目1-1 プラザ新狭山2階	04-2900-6172

身体拘束に関する事項

- 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 介護従業者その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

福祉サービス第三者評価

- 2024年度実施なし

実費

医療費(往診・受診・薬代)	実費
理美容代	実費
レクリエーション・クラブ活動費	実費
嗜好品	実費
衛生用品	実費
インフルエンザ予防接種	実費